

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律の概要

(平成24年6月20日成立、同6月27日公布)

1. 目的（第1条）

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体（以下「障害者就労施設等」という。）の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

2. 国等の責務及び調達推進（第3条～第9条）

<国・独立行政法人等>

優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める責務

基本方針の策定・公表（厚生労働大臣）

↓

調達方針の策定・公表（各省各庁の長等）

↓

調達方針に即した調達の実施

↓

調達実績の取りまとめ・公表等

<地方公共団体・地方独立行政法人>

障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務

調達方針の策定・公表

↓

調達方針に即した調達の実施

↓

調達実績の取りまとめ・公表

3. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等（第10条）

国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

地方公共団体及び地方独立行政法人は、 による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供（第11条）

障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

5. その他（附則第1条～附則第3条）

(1) 施行期日

この法律は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 検討

政府は、以下の事項について、3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

障害者就労施設等の物品等の質の確保等に関する支援及び情報提供の在り方

入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を評価して公契約の落札者を決定する方式の導入

(3) 税制上の措置

国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律
(平成二十四年法律第五十号)

平成 24 年 6 月 27 日公布
平成 25 年 4 月 1 日施行

(目的)

第一条 この法律は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針及び調達方針の策定その他障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。
- 2 この法律において「障害者就労施設」とは、次に掲げる施設をいう。
- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十五項に規定する地域活動支援センター又は同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設
 - 二 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
 - 三 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第三号に規定する重度身体障害者、同条第四号に規定する知的障害者又は同法第六十九条に規定する精神障害者であって同法第四十三条第一項に規定する労働者であるものを多数雇用する事業所として政令で定めるもの
- 3 この法律において「在宅就業障害者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の二第三項第一号に規定する在宅就業障害者をいう。
- 4 この法律において「障害者就労施設等」とは、障害者就労施設、在宅就業障害者及び障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の三第一項に規定する在宅就業支援団体をいう。
- 5 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であって、政令で定めるものをいう。
- 6 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。
- 7 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

(国及び独立行政法人等の責務)

第三条 国及び独立行政法人等は、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たっては、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めなければならない。

(地方公共団体及び地方独立行政法人の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の事務及び事業に関し、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。

(障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針)

第五条 国は、国及び独立行政法人等における障害者就労施設等からの物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国及び独立行政法人等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的方向

二 優先的に障害者就労施設等から調達すべき物品等の種類その他の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的事項

三 障害者就労施設等に対する国及び独立行政法人等による物品等の調達に関する情報の提供に関する基本的事項

四 その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国にあつては各省各庁の長、独立行政法人等にあつてはその主務大臣をいう。以下同じ。）と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(障害者就労施設等が供給する物品等の調達方針)

第六条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長（当該独立行政法人等が特殊法人である場合にあっては、その代表者。以下同じ。）は、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。

2 前項の方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

二 その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

3 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

(調達実績の概要の公表等)

第七条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、厚生労働大臣に通知するものとする。

2 前項の規定による厚生労働大臣への通知は、独立行政法人等の長にあっては、当該独立行政法人等の主務大臣を通じて行うものとする。

(厚生労働大臣及び内閣総理大臣の要請)

第八条 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、各省各庁の長等に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

(地方公共団体及び地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等)

第九条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。

2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあっては当該都道府県及び市町村の区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、地方独立行政法人にあっては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等及びその調達の目標について定めるものとする。

3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

5 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するものとする。

(公契約における障害者の就業を促進するための措置等)

第十条 国及び独立行政法人等は、国又は独立行政法人等を当事者の一方とする契約で国又は独立行政法人等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国又は独立行政法人等が対価の支払をすべきもの（以下「公契約」という。）について、競争に参加する者に必要な資格を定めるに当たって障害者の雇用の促進等に関する法律第四十三条第一項の規定に違反していないこと又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、前項の規定に基づく国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(障害者就労施設等が供給する物品等に関する情報の提供等)

第十一条 障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、その供給する物品等の購入者等に対し、当該物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、

当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図る観点から、障害者就労施設等の自主性を尊重しつつ適切な物品の生産及び物品等の質の確保に関する技術的支援及び訓練を行い、並びに障害者就労施設等が供給する物品等の購入者等に対し必要な情報の提供を行う体制の在り方について、三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、公契約の落札者を決定するに当たってその入札者が障害者の雇用の促進等に関する法律第四十三条第一項の規定に違反していないこと、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を総合的に評価する方式を導入することについて、三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(税制上の措置)

第三条 国は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

第四条 平成二十六年三月三十一日までの間における第二条第二項第一号の規定の適用については、同号中「第五条第十一項」とあるのは「第五条第十二項」と、「同条第二十五項」とあるのは「同条第二十六項」と、「同条第十三項」とあるのは「同条第十四項」と、「同条第十四項」とあるのは「同条第十五項」とする。

社援発0627第2号
平成24年6月27日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律
の公布について（通知）

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）については、平成24年4月18日に衆議院厚生労働委員長から提出され、同月26日衆議院で可決、6月20日に参議院で可決成立し、本日公布されたところです（別紙）。

法の施行は平成25年4月1日であり、必要な政令等については今後順次その内容を検討することとしていますが、法の主な内容は下記のとおりです。十分御了知の上、所管の関係法人や地方公共団体にあつては管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係機関、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、法の円滑な施行について特段の御配慮をお願いいたします。

記

第一 目的（第1条関係）

本法律は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針及び調達方針の策定その他障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とするものであること。

第二 定義（第2条関係）

本法律における以下の用語の定義を定めること。

- (1) 「障害者」とは、障害者基本法に定める障害者をいうこと（第1項関係）。
- (2) 「障害者就労施設」とは、以下に掲げる施設をいうこと（第2項関係）。
 - ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める障害者支援施設、地域活動支援センター又は障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設
 - ② 障害者の地域における作業活動の場として必要な費用の助成を受けている施設
 - ③ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に定める重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者を多数雇用する事業所として政令で定めるもの
- (3) 「在宅就業障害者」とは、障害者雇用促進法に定める在宅就業障害者をいうこと（第3項関係）。
- (4) 「障害者就労施設等」とは、障害者就労施設、在宅就業障害者及び障害者雇用促進法に定める在宅就業支援団体をいうこと（第4項関係）。
- (5) 「独立行政法人等」とは、独立行政法人又は特殊法人のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であって、政令で定めるものをいうこと（第5項関係）。
- (6) 「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法に定める地方独立行政法人をいうこと（第6項関係）。
- (7) 「各省各庁の長」とは、財政法（昭和22年法律第34号）に定める各省各庁の長をいうこと（第7項関係）。

第三 国等の責務

1 国及び独立行政法人等の責務（第3条関係）

国及び独立行政法人等は、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たっては、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めなければならないこと。

2 地方公共団体及び地方独立行政法人の責務（第4条関係）

- (1) 地方公共団体は、その区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、障害者就労施設等の受注の機会の

増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならないこと（第1項関係）。

- (2) 地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の事務及び事業に関し、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならないこと（第2項関係）。

第四 基本方針及び調達方針の策定

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（第5条関係）

- (1) 国は、国及び独立行政法人等における障害者就労施設等からの物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこと（第1項関係）。

- (2) 基本方針は、以下に掲げる事項について定めるものとする（第2項関係）。

- ① 国及び独立行政法人等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的方向
- ② 優先的に障害者就労施設等から調達すべき物品等の種類その他の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本的事項
- ③ 障害者就労施設等に対する国及び独立行政法人等による物品等の調達に関する情報の提供に関する基本的事項
- ④ その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する重要事項

- (3) 厚生労働大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国にあっては各省各庁の長、独立行政法人等にあってはその主務大臣をいう。以下同じ。）と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこと（第3項関係）。

- (4) 厚生労働大臣は、(3)の閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならないこと（第4項関係）。

2 障害者就労施設等が供給する物品等の調達方針（第6条関係）

- (1) 各省各庁の長及び独立行政法人等の長（当該独立行政法人等が特殊法人である場合にあっては、その代表者。以下同じ。）は、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならないこと（第1項関係）。

(2) (1) の方針は、次に掲げる事項について定めるものとする（第2項関係）。

- ① 当該年度における障害者就労施設等からの物品等の調達目標
- ② その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

(3) 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、(1) の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと（第3項関係）。

(4) 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、(1) の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする（第4項関係）。

第五 調達実績の概要の公表等（第7条関係）

各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、厚生労働大臣に通知するものとする。

第六 厚生労働大臣及び内閣総理大臣の要請（第8条関係）

厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、各省各庁の長等に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

第七 地方公共団体及び地方独立行政法人による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等（第9条関係）

1 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県、市町村及び地方独立行政法人の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならないこと（第1項関係）。

2 1 の方針は、都道府県及び市町村にあつては当該都道府県及び市町村の区域の障害者就労施設における障害者の就労又は在宅就業障害者の就業の実態に応じて、地方独立行政法人にあつては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する障害者就労施設等が供給する物品等及びその調達の目標について定めるものとする（第2項関係）。

3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、1 の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと（第3項関係）。

- 4 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、1の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする（第4項関係）。
- 5 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するものとする（第5項関係）。

第八 公契約における障害者の就業を促進するための措置等（第10条関係）

- 1 国及び独立行政法人等は、国又は独立行政法人等を当事者の一方とする契約で国又は独立行政法人等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国又は独立行政法人等が対価の支払をすべきもの（以下「公契約」という。）について、競争に参加する者に必要な資格を定めるに当たって障害者雇用促進法第43条第1項の規定に違反していないこと又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする（第1項関係）。
- 2 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、1に基づく国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする（第2項関係）。

第九 障害者就労施設等が供給する物品等に関する情報の提供等（第11条関係）

障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、その供給する物品等の購入者等に対し、当該物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

第十 施行期日等

- 1 施行期日（附則第1条関係）
本法律は、平成25年4月1日から施行すること。
- 2 検討（附則第2条関係）
(1) 政府は、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図る観点から、障害者

就労施設等の自主性を尊重しつつ適切な物品の生産及び物品等の質の確保に関する技術的支援及び訓練を行い、並びに障害者就労施設等が供給する物品等の購入者等に対し必要な情報の提供を行う体制の在り方について、3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする（第1項関係）。

- (2) 政府は、公契約の落札者を決定するに当たってその入札者が障害者雇用促進法第43条第1項の規定に違反していないこと、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を総合的に評価する方式を導入することについて、3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする（第2項関係）。

3 税制上の措置（附則第3条関係）

国は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

以上

事 務 連 絡
平成 2 4 年 7 月 3 日

都道府県障害保健福祉主管課
各 指定都市障害保健福祉主管課 御中
中核市障害保健福祉主管課

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律
の公布について（事務連絡）

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 2 4 年法律第 5 0 号。以下「法」という。）の公布については、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の公布について（通知）」（平成 2 4 年 6 月 2 7 日社援発 0 6 2 7 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「局長通知」という。）によりお知らせしているところです。

平成 2 5 年 4 月 1 日からの法の円滑な施行に向けて、今後、関係省庁とも十分に連携を取りながら取り組んでまいります。現時点における法の施行に向けた Q & A について、当課において下記のとおり作成いたしました。

十分御了知の上、所管の関係法人や地方自治体にあつては管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係機関、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、法の円滑な施行について特段の御配慮をお願いいたします。

記

Q 1. 法により、各省各庁や独立行政法人等には、どのような責務が課せられますか。

A 1. 各省各庁や独立行政法人等には、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める責務が課せられ、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針の作成・公表や、調達の実績の概要の取りまとめ・公表等を行うものとされています（局長通知第三の 1、第四の 2、第五及び第八の 1 参照）。

Q 2. 法により、地方公共団体や地方独立行政法人には、どのような責務が課せられますか。

A 2. 地方公共団体や地方独立行政法人には、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務が課せられ、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針の作成・公表や、調達の実績の概要の取りまとめ・公表等を行うものとされています（局長通知第三の2、第七及び第八の2参照）。

Q 3. 法により、障害者就労施設等には、どのような責務が課せられますか。

A 3. 障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、その供給する物品等の購入者等に対し、当該物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとされています（局長通知第九参照）。

Q 4. 障害者就労施設として、どのような施設が対象となりますか（局長通知第二の（2）関係）。

A 4. 対象となる施設は以下のとおりです。

- ① 現行の障害者自立支援法（平成17年法律第123号。平成25年4月1日から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。）に規定する就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援、生活介護を行う事業所、地域活動支援センター又は障害者支援施設
- ② 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（いわゆる小規模作業所）
- ③ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に定める重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者を多数雇用する事業所として政令で定めるもの（※詳細はQ5を参照してください。）

Q 5. 法では、「障害者就労施設」の一つとして、障害者雇用促進法に定める重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者を多数雇用する事業所として政令で定めるものが規定されていますが、政令ではどのような事業所が規定される予定ですか（局長通知第二の（2）の③関係）。

A 5. 政令で規定する事業所については、今後、関係省庁ともよく御相談しながら検討していくこととなりますが、障害者の働く場に対する発注促進税制の対象となる発注先を規定する租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第6条の7第1項第4号及び第5号、第29条の2第1項第4号及び第5号並びに第39条の6第1項第4号及び第5号を参考に、いわゆる「重度障害者多数雇用事業所」や障害者雇用促進法に定める特例子会社を規定することを検討していくこととしています。

Q 6. 法では、「独立行政法人等」とは、独立行政法人又は特殊法人のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であって、政令で定めるものとされていますが、政令ではどのような法人が規定される予定ですか（局長通知第二の（5）関係）。

A 6. 政令で規定する法人については、今後、関係省庁ともよく御相談しながら検討していくこととなりますが、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成12年政令第556号）に規定されている法人（別紙）を参考としながら、検討していくこととしています。

Q 7. 法では、「各省各庁の長」とは、財政法（昭和22年法律第34号）に定める各省各庁の長をいうとされていますが、具体的にはどのような範囲となりますか（局長通知第二の（7）関係）。

A 7. 財政法第20条第2項では、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣を「各省各庁の長」として定義しています。

Q 8. 法では、国は、障害者就労施設等からの物品等の調達に関する基本方針を策定することとされていますが、いつ頃策定されることとなりますか（局長通知第四の1関係）

A 8. 基本方針については、厚生労働大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国にあつては各省各庁の長、独立行政法人等にあつてはその主務大臣をいう。）と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととされています。平成25年4月1日の施行後に速やかに閣議決定できるよう、関係省庁ともよく御相談しながら準備を進めてまいります。

Q 9. 法の施行に併せ、障害者就労施設等からの物品等の調達の取扱いについて見直す予定はありますか。

A 9. 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第16号では、随意契約の対象として、「都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合、農業協同組合連合会又は慈善のために設立した救済施設から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき」が規定されていますが、平成24年4月18日の衆議院厚生労働委員会の審議において、財務省から、法が公布・施行ということになれば、これを契機として役務の調達も随意契約の対象となるように、改正に向けて前向きに検討していきたい旨が答弁されており、今後、財務省と調整していく予定です。

以上

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令に規定されている独立行政法人等」

自動車検査独立行政法人	独立行政法人奄美群島振興開発基金
独立行政法人医薬基盤研究所	独立行政法人医薬品医療機器総合機構
独立行政法人宇宙航空研究開発機構	独立行政法人海技教育機構
独立行政法人海上技術安全研究所	独立行政法人海洋研究開発機構
独立行政法人科学技術振興機構	独立行政法人家畜改良センター
独立行政法人環境再生保全機構	独立行政法人勤労者退職金共済機構
独立行政法人教員研修センター	独立行政法人空港周辺整備機構
独立行政法人経済産業研究所	独立行政法人原子力安全基盤機構
独立行政法人建築研究所	独立行政法人航海訓練所
独立行政法人工業所有権情報・研修館	独立行政法人航空大学校
独立行政法人交通安全環境研究所	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
独立行政法人港湾空港技術研究所	独立行政法人国際観光振興機構
独立行政法人国際協力機構	独立行政法人国際交流基金
独立行政法人国際農林水産業研究センター	独立行政法人国民生活センター
独立行政法人国立印刷局	独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人国立環境研究所	独立行政法人国立がん研究センター
独立行政法人国立健康・栄養研究所	独立行政法人国立高等専門学校機構
独立行政法人国立公文書館	独立行政法人国立国際医療研究センター
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	独立行政法人国立循環器病研究センター
独立行政法人国立女性教育会館	独立行政法人国立成育医療研究センター
独立行政法人国立青少年教育振興機構	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター

独立行政法人国立大学財務・経営センター	独立行政法人国立長寿医療研究センター
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人国立美術館
独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立文化財機構
独立行政法人産業技術総合研究所	独立行政法人自動車事故対策機構
独立行政法人住宅金融支援機構	独立行政法人種苗管理センター
独立行政法人酒類総合研究所	独立行政法人情報処理推進機構
独立行政法人情報通信研究機構	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
独立行政法人森林総合研究所	独立行政法人水産総合研究センター
独立行政法人水産大学校	独立行政法人製品評価技術基盤機構
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	独立行政法人造幣局
独立行政法人大学入試センター	独立行政法人大学評価・学位授与機構
独立行政法人中小企業基盤整備機構	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	独立行政法人電子航法研究所
独立行政法人統計センター	独立行政法人都市再生機構
独立行政法人土木研究所	独立行政法人日本学術振興会
独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本芸術文化振興会
独立行政法人日本原子力研究開発機構	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本万国博覧会記念機構
独立行政法人日本貿易振興機構	独立行政法人日本貿易保険
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構	独立行政法人農業環境技術研究所
独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
独立行政法人農業生物資源研究所	独立行政法人農畜産業振興機構
独立行政法人農林漁業信用基金	独立行政法人農林水産消費安全技術センター
独立行政法人福祉医療機構	独立行政法人物質・材料研究機構

独立行政法人平和祈念事業特別基金

独立行政法人放射線医学総合研究所

独立行政法人水資源機構

独立行政法人理化学研究所

独立行政法人労働者健康福祉機構

年金積立金管理運用独立行政法人

沖縄振興開発金融公庫

株式会社日本政策金融公庫

日本年金機構

独立行政法人防災科学技術研究所

独立行政法人北方領土問題対策協会

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

独立行政法人労働政策研究・研修機構

日本私立学校振興・共済事業団

株式会社国際協力銀行

日本中央競馬会